

水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書

国は令和3年11月に、「水田活用の直接支払交付金の見直し」にかかる方針を示した。

これまで転作に協力してきた農家においては、この交付金を活用し、地域の特色や気候に合った作物を作付けして、経営の安定、農業生産基盤の強化に努めてきた。

そのような中で、今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、生産者の中長期的な営農計画への影響に加え、農業経営の圧迫、生産意欲の減退、離農者の増加、さらには耕作放棄地の増加など地域農業に混乱を生じさせることが懸念される。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の取扱にあたっては、地域の意見や実情に十分配慮し、農業者の経営の安定が維持され、地域農業に混乱が起きないように、下記の項目について対応を強く要請する。

記

- 1 飼料用米にかかる複数年契約加算の減額は、機械・設備投資等を行っている生産者にとって将来的な負担につながることで、また、主食用米作付への揺り戻しも想定され、今後の主食用米の生産数量目標達成が危惧されることから、飼料用米の複数年加算については、従来どおり対応すること。
- 2 多年生牧草の戦略作物助成の扱いについて、収穫のみを行う年の減額、播種から収穫まで行う年と区分する見直しは、当地域の播種作業形態と合わないことと、条件不利地が耕作放棄地となりかねないので、従来どおり対応すること。
- 3 転換作物拡大加算を期待し、設備投資等を行っている生産者もいることから、当該加算措置についても存続すること。
- 4 交付対象水田の取扱いについて、今後5年間に一度も水張りが行われない水田は交付対象から除外する方針としているが、今後5年間で水張りできない農地を畑地化する場合、畦畔や用水路整備に多額の費用が必要となることから、現行ルールを改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 2 5 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
農林水産大臣 金子 原二郎 様

六ヶ所村議会議長 高 橋 文 雄